

宮城県警察職員等の旅費支給規程

昭和35年10月28日

宮城県警察本部訓令第12号

宮城県警察職員等の旅費支給規程（昭和31年宮城県警察本部訓令第6号）の全部を次のように改正する。

宮城県警察職員等の旅費支給規程

（通則）

第1条 宮城県警察職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者が、公務のため旅行した場合に支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号。以下「条例」という。）及び職員等の旅費支給規則（昭和35年宮城県規則第75号。以下「規則」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

（行政職給料表に相当する職務の級）

第2条 条例第2条第2項の規定により職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表「（以下「行政職給料表という。」）」の適用を受けない者の行政職給料表に相当する職務の級は、規則別表第1に定めるところによる。ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する警視正以上の階級にある警察官の行政職給料表に相当する職務の級については、行政職給料表8級とする。

第3条 削除

（旅行命令の委任等）

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次表右欄に掲げる者に対する旅行命令等の権限を、当該左欄に掲げる職にある職員に委任する。

委任する職員	旅行者
部長（仙台市警察部長及び刑事部組織犯罪対策局長を含む。以下同じ。）	警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長のうち、警察本部庁舎に所属する課等の長（以下「本部庁舎内の所属長」という。）
本部庁舎内の所属長	管理官又は次長（副隊長及び副所長を含む。以下同じ。）及び次長より上位職にある者（次長制の所属において、次長職より上位の職にある職員（所属長を除く。）をいう。以下同じ。）並びに職員以外の者。ただし、管理官又は次長が事故のため旅行命令権者の職務を行うことができない場合は、所属長以外の職員及び職員以外の者
本部庁舎外の所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長のうち、本部庁舎内の所属長以外の課等の長をいう。以下同じ。）	所属長、管理官又は次長及び次長より上位職にある者並びに職員以外の者。ただし、管理官又は次長が事故のため旅行命令権者の職務を行うことができない場合は、所属長以下の職員及び職員以外の者

管理官又は次長	所属長及び管理官又は次長並びに次長より上位職にある者を除く職員
警察学校長	警察学校長及び警察学校副校長（以下「副校長」という。）並びに職員以外の者。ただし、副校長が事故のため旅行命令権者の職務を行うことができない場合は、警察学校長以下の職員及び学生並びに職員以外の者
副校長	警察学校長及び副校長を除く職員及び学生
警察署長	署長及び副署長又は次長並びに職員以外の者。ただし、副署長又は次長が事故のため旅行命令権者の職務を行うことができない場合は、署長以下の職員及び職員以外の者
副署長又は次長	署長及び副署長又は次長を除く職員

- 2 旅行命令権者が、事故のためその職務を行うことができない場合には、次表右欄に掲げる職にある職員にその権限を代理させる。

旅行命令権者	代理させる者
本部長	部長、首席監察官及び警察学校長
部長	本部庁舎内の所属長
本部庁舎内の所属長	管理官又は次長
本部庁舎外の所属長	管理官又は次長
警察学校長	副校長
警察署長	副署長又は次長

- 3 前項によりがたい場合には、旅行命令権者が指定する者にその権限を代理させる。  
（旅行命令票とみなす書類）

第4条の2 規則第5条第3項の規定に基づき定める書類は、旅行者氏名、旅行年月日、旅行内容、用務先及び交通手段が記載された業務日誌とする。

（一般業務の旅行等）

第5条 一般業務の旅行は、次の各号に掲げる旅行とする。

- (1) 留置管理課員（護送員に限る。）、航空隊員（航空機搭乗者に限る。）、機動警ら隊員、鉄道警察隊員、機動鑑識隊員、機動捜査隊員、交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員並びに生活安全・地域・刑事・交通の警察活動に従事する警察官並びに少年警察補導員が、本来の職務を執行するための県内全域における旅行
- (2) 前号以外の旅行で、その職務の性質上常時又は定期的に旅行する場合で、所属長が総務部会計課長（以下「会計課長」という。）と協議した旅行

- 2 前項第1号に該当する旅行の業務区分及び活動区域は、次表に掲げるとおりとする。

業 務 区 分	活 動 区 域
留置管理課員（護送員に限る。）	日常護送区域
航空隊員（航空機搭乗者に限る。）	日常活動区域
機 動 警 ら 隊 員	日常警ら区域

鉄 道 警 察 隊 員	日常警ら警乗区域
機 動 鑑 識 隊 員	日常活動区域
機 動 捜 査 隊 員	機動捜査区域
交 通 機 動 隊 員	機動警ら区域
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 員	
生活安全・地域・刑事・交通 の警察活動に従事する警察官	日常活動区域
少 年 警 察 補 導 員	

(旅費の計算の特例)

第6条 条例第7条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社白石蔵王駅、古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。
- (2) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、鉄道と並行して運行される新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき（当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満になる場合に限る。）。ただし、当該鉄道において、普通急行列車が運行されている場合を除く。
- (3) 犯罪捜査員、護送員、証人、鑑定人、参考人、通訳人その他公共の安全と秩序維持のため警察用務を遂行する者が、緊急に旅行する必要があると所属長が認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会計課長が特に必要と認めるとき。

2 当分の間、条例第7条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。）には、所属長は、会計課長と協議するものとする。

(証人等の旅費)

第7条 条例第14条に規定する証人等に支給する旅費は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 証人、鑑定人、参考人、通訳、その他これらに類する者に支給する旅費は、6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費
- (2) 講師、講演者又は専門的調査研究等を行う者に支給する旅費は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、その者に相当すると認める職務の級の職員の例に準じて計算した旅費

2 前項第2号の規定により支給する旅費については、当該旅行を依頼する者は、会計課長と協議しなければならない。

(鉄道賃の特例)

第8条 条例第15条第2項ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において、当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満となる旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、特別急行列車を利用することが必要であると認めるもの。ただし、当該鉄道において普通急行列車が運行されている場合を除く。
- (2) 第6条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会計課長が特に必要と認める場合

2 条例第15条第2項ただし書の規定により急行料金を支給する場合（前項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、会計課長と協議するものとする。

(旅行雑費)

第8条の2 条例第20条第2項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空券の手配に係る取扱手数料
  - (2) その他会計課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの
- 2 前項第1号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所属長は会計課長に協議するものとする。

(日額旅費)

第9条 条例第26条第1項に規定する日額旅費の種類は、船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）の日額旅費とする。

2 前項の場合において、支給する日額旅費の額は、次に掲げる定額とする。

航 海 日 当	船 員 食 卓 料
1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円

- 3 航海日当は、定けい港を出発の日から入港の日までの期間について支給する。
- 4 船員食卓料は、乗船の日から下船の日までの期間について支給する。ただし、必要と認める場合には、定額の範囲内において現物をもって給与することができる。
- 5 船員が、定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例別表第一の定額の宿泊料を支給する。

(日額旅費の支給方法)

第10条 日額旅費は、1月ごとに支給する。

(外国旅行雑費)

第10条の2 条例第35条第2項第1号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電子渡航認証システムの申請手数料
  - (2) その他会計課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの
- 2 条例第35条第2項第2号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 最低限の医薬品の購入費

- (2) 任意の予防注射料
- (3) 最低限の儀礼品の購入費
- 3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、会計課長に協議するものとする。  
(旅費の調整)

第11条 条例第41条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。

- (1) 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合には、当該職員が既に行つた旅行の旅費額の増減は行わない。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設又は食堂施設等を無料で利用する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。また、宿泊施設に宿泊せず、宿泊料金の負担がない場合には宿泊料は支給しない。
- (3) 旅行者が旅行に必要とする乗車券等の交付を受けて旅行する場合には、当該乗車券等の利用区間に係る鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は支給しない。
- (4) 特別車両料金は、県内の旅行については支給しない。
- (5) 旅行者が徒歩により旅行する区間については、車賃は支給しない。
- (6) 通勤手当の支給を受けている職員が旅行する場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。
- (7) 高速バス（主に高速自動車国道等を通りし、一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものをいう。）を利用して旅行する区間がある場合には、当該区間に係る車賃の額は実費とする。
- (8) 旅行者が他の旅行者の自家用自動車等に便乗して旅行する区間については、車賃は支給しないものとし、全路程において他の旅行者の自家用自動車等に便乗して旅行する場合には旅行雑費は支給しない。
- (9) 用務地に滞在する旅行においては、当該用務地に滞在する日（在勤庁又は住所若しくは居所と用務地との往復に要する日及び移動のために交通費を要する日を除く。）の旅行雑費は支給しない。
- (10) 県外の旅行において目的地（職員以外の者が旅行する場合又は県外に居住若しくは滞在する職員がその住所若しくは居所若しくは滞在地から直ちに旅行する場合にあつては、出発地、帰着地及び目的地のそれぞれ）が会計課長が別に定める地点から2キロメートル未満の範囲内にある場合には、定額による旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (11) 宿泊を伴う旅行を命じられた旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、宿泊料金を負担しなかつた場合には、宿泊料は支給しない。
- (12) 宿泊を伴う旅行を命じられた旅行者が親族の居宅等宿泊料金の負担がない場所に宿泊することを申し出た場合には、宿泊料は支給しない。
- (13) 県以外の団体等が主催する会議等に参加し、当該団体等から指定又はあつせんを受

けた宿泊施設に宿泊する旅行において、当該宿泊施設の宿泊料金に朝食又は夕食の料金が含まれていない場合（当該宿泊料金の額が明らかな場合に限る。）には、宿泊料の額は、当該宿泊料金に一食当たり1,300円を加えた額に相当する額とする。

- (14) 船員以外の旅行者が第9条の規定により日額旅費を支給することとなる旅行に同行する場合には、食卓料の額は、船員食卓料の定額に相当する額とする。
  - (15) 赴任に伴う移転の路程が、旧在勤庁から新在勤庁までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料を支給する。
  - (16) 赴任を命ぜられた職員が、その採用の日又は転任を命ぜられた日から3月以内に住居を移転しないときは、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に住居を移転しがたいことについて、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けた場合は、この限りでない。
  - (17) 外国旅行において旅行者が旅行先で昼食を無料で提供される場合には、定額による外国旅行雑費の2分の1に相当する額は、支給しない。
  - (18) 外国旅行において鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃として支給される経費以外に目的地との間に移動に要する交通費を要さない場合には、定額による外国旅行雑費の2分の1に相当する額は、支給しない。
  - (19) 県の経費以外の経費から旅費が支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する額は支給しない。
  - (20) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により正規の旅費を支給することが困難である場合には、旅行を命じた者は、その実費を下らない程度において、旅費の支給を調整することができる。
- 2 条例第41条第2項の規定により旅費を支給する場合には、旅行を命じた者は、会計課長と協議しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会計課長に協議があつたものとみなして、当該各号に定めるところにより旅費の支給を調整する。
- (1) 旅行者が、その出発後に条例第4条第3項の規定により旅行命令等を変更された場合で、変更前の旅行命令等に係る旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち旅行者の損失となつた金額で条例第3条第6項第1号に掲げるものを、旅費として支給する。
  - (2) 前項第13号に該当する場合については、支給する宿泊料の額は、同号に定める額とする。
  - (3) 条例第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料を支給する場合で、当該扶養親族移転料に12歳未満の者に対する航空賃の額が含まれるときは、当該航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払つた額とする。
  - (4) 条例第34条第1項第1号ロ又は第2号ロに規定する運賃の支給を受ける旅行者が一の旅行区間における所要航空時間が24時間以上の航空旅行をする場合は、当該航空旅行における乗り継ぎ回数及びそれに要する時間を勘案し、直近上位の級の運賃とする。
  - (5) 赴任を命ぜられた職員が、同一地域内又は在勤庁から8キロメートル以内の地域内

において、所属の管内に居住することを命ぜられ、管外から管内に居所を移転した場合には、条例第28条第1項の規定による額の移転料を支給する。

- (6) 前号及び条例第28条第1項に規定する移転料により移転することが困難である場合には、条例別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）を上限として、実費額を支給する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、同日以後出発する旅行から適用する。ただし、第9条の規定は昭和35年11月1日以後出発する旅行から適用する。

附 則（昭和36年8月16日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和36年8月1日以後の旅行から適用する。

附 則（昭和37年4月20日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和37年4月20日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年8月1日本部訓令第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和37年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和37年7月31日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年2月27日本部訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月1日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和40年10月1日から施行する。ただし、職務の等級に関する改正規定については、昭和39年12月25日以後に、その他の改正規定及び第8条の次に1条を加える改正規定については、この訓令施行の日以後に出発した旅行から適用する。

附 則（昭和41年8月1日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和41年8月1日から施行し、昭和41年7月16日以後出発した旅行から適用する。

附 則（昭和42年8月22日本部訓令第6号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和42年8月22日から施行する。

（適用区分等）

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、昭和42年8月10日以後の出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年2月1日本部訓令第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和44年2月1日から施行する。

(適用区分等)

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和44年4月16日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年6月6日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和44年6月6日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則 (昭和44年8月8日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和44年8月8日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (昭和45年4月6日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則 (昭和45年10月6日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和45年10月6日から施行し、昭和45年9月1日以後出発した旅行から適用する。

附 則 (昭和46年2月6日本部訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和46年1月5日から施行する。

(適用区分等)

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和46年6月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年6月23日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。

附 則 (昭和48年1月5日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和48年1月5日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年8月1日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和48年8月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、副署長、次長に関する部分の規定は、昭和48年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年12月1日本部訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和48年12月1日から施行し、第7条第2項第1号、同項第2号、第8条第2項及び第9条第1項の改正規定については、昭和48年4月1日から、第11条第1項第3号及び別表の改正規定については、昭和48年8月1日から適用する。

(適用区分等)

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程(以下「改正後の規程」という。)第7条第2項第1号、同項第2号、第8条第2項及び第9条第1項の規定は、昭和48年4月1日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の宮城県警察職員等の旅費支給規程第7条第3項の規定は、改



正後の規程第7条第2項又は第8条第2項の規定の適用を受ける日額旅費については適用しない。

- 4 改正後の規程第11条第1項第3号及び別表の規定は、昭和48年8月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和49年1月28日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月24日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年5月18日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年3月25日から適用する。

附 則（昭和53年4月25日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年7月24日本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、昭和54年8月1日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年8月25日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月25日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年10月9日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日本部訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和60年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年5月12日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則 (昭和62年3月24日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月30日本部訓令第1号)

この訓令は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月30日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年2月8日本部訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成2年1月1日から適用する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成2年1月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年7月27日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年8月3日本部訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成2年7月16日から適用する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成2年7月16日に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年5月10日本部訓令第8号)

この訓令は、平成3年5月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月21日本部訓令第20号)

この訓令は、平成4年7月21日から施行し、平成4年3月23日から適用する。

附 則 (平成4年8月14日本部訓令第22号)

この訓令は、平成4年8月14日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則 (平成7年4月11日本部訓令第6号)

この訓令は、平成7年4月11日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月29日本部訓令第12号）

この訓令は、平成8年7月29日から施行する。

附 則（平成9年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成10年8月18日本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年8月18日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成10年10月19日本部訓令第12号）

この訓令は、平成10年10月19日から施行し、平成10年10月1日から適用する

。

附 則（平成12年4月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成12年4月19日から施行し、平成12年3月27日から適用する。

附 則（平成12年9月26日本部訓令第19号）

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成13年3月27日本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日本部訓令第2号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日本部訓令第7号）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日本部訓令第11号）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項第5号の改正規定は、平成17年3月31日から施行する。

2 改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程第11条第2項第5号の規定は、平成17年2月17日から適用する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令中第1条の規定は平成18年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日本部訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月31日本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月14日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行における改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程第11条第1項第19号の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月12日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行における改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程第6条第1項第1号ハ、第8条の2、第9条第2項、第10条の2、第11条第1項第10号、第18号及び第19号の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の宮城県警察職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 4 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

